

常任委員会の審査報告

総務市民常任委員会

一般会計補正予算について

問 歳入の地方交付税について、普通交付税再算定の内容は。

答 経済対策に必要な財源としての措置分である臨時経済対策費が6,415万8,000円、臨時財政対策債の償還に要する財源としての措置分である臨時財政対策債償還基金費が7,709万9,000円、その他調整額が676万2,000円であり、交付される合計額は1億4,801万9,000円である。

問 繰越明許費補正の公衆トイレ維持管理経費について、公衆トイレの解体工事の入札が、2回不調となった原因は。

答 2回とも、予定価格超過によるものである。

意見 公衆トイレの解体工事の入札について、3回目以降で落札となったが、初回の入札から資材高騰等を見込んだ適切な予定価格を設定すべきである。



机上審査の様子

産業建設常任委員会

一般会計補正予算について

問 繰越明許費補正の農業用施設単独災害復旧事業等について、地元協議に時間を要したことを理由に繰り越す事業が多いが、年度内に完了させる方法はなかったのか。

答 施工方法等について地元から理解を得た上で事業を進める必要があるため、協議が整わない箇所については繰越となるが、今後も協議等スムーズに進めながら、繰越とならないよう努めたいと考えている。

意見 繰越事業が増えないよう、地元協議も含め、

出来る限り年度内に事業が完了するよう努めるべきである。



机上審査の様子

文教福祉常任委員会

二本松市介護保険条例の一部を改正する条例制定について、一般会計補正予算について

○二本松市介護保険条例の一部を改正する条例制定について

問 介護保険料の所得段階を9段階から13段階に増やす理由は。

答 第1号被保険者間の所得再分配の強化という考えから、低所得者の保険料の上昇を抑えるために、高所得者の保険料の負担を引き上げるものである。現行で一番高い所得段階は第9段階で、前年合計所得金額を一律320万円以上としているものを、今回の改正により合計所得金額320万円以上の段階を5つに細分化し、全部で13段階とする。

○令和5年度二本松市一般会計補正予算

問 城山運動施設区管理運営経費について、補助事業の不採択により浄化槽修繕を行わないとのことだが、今後の修繕計画はあるのか。

答 現在トイレが使用できない状況ではないが、引き続き修繕に向け取り組んでいく。

意見 市の財政状況を考慮し、補助事業の活用により修繕できるよう努めてほしい。



机上審査の様子